

2019年4月2日

2018-19 年度

ガバナー	各位
ガバナーエレクト	各位
ガバナーノミニー	各位
地区危機管理委員長	各位
地区青少年奉仕委員長	各位
地区インターアクト委員長	各位

(写) RI 理事 石黒 慶一 様  
RI 理事 三木 明 様

一社) 国際ロータリー日本青少年交換  
多地区合同機構 (RIJYEM)  
理事長 鈴木 孝雄

2019-20 年度  
全国危機管理委員長会議 (地区インターアクト委員長同席)  
開催のお知らせ

「ロータリー青少年プログラムにおける国外旅行の手続きについて」

拝啓

桜花の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素はロータリー青少年プログラムに付きまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る2月24日に全国危機管理委員長会議を開催しましたところ、GE、GNの地区リーダーの方々をはじめ130名余の多くの関係委員長、ロータリアンにご参集いただきました。そして、その会場より青少年プログラムでの国外研修の手続きに付きまして、多くの示唆を含む課題を頂いております。

また過日、国外研修にどれだけの青少年が派遣されているか全国アンケートをお願いしましたところ、2018-19 年度で地区主催派遣合計が491名に上るという集計結果が出ました。なかでもインターアクトの国外派遣が385名にもなることも分かりました。

一方、「ロータリー青少年保護の手引き」(2017.3 発行)には、「ロータリー章典 41.070.5 青少年の国外旅行」を根拠とする「国外派遣は青少年交換とみなす」という指針が出されております。(参考資料参照)

現在国内34地区で、インターアクトの国外派遣に際して地区青少年交換委員会の関与がないままにプログラムが実施されている事例は少なくないと思われまます。この状態を看過しておれば、場合によってはRIより重大なペナルティーが科せられるおそれや、緊急事態(大規模自然災害等)が発生した場合に派遣地区から適切な支援が受けられない事も予想されます。

つきましては、次年度早々に地区危機管理委員長会議を開催し、地区インターアクト委員長の同席をお願いして、国外旅行の際にどのような手順と書式が必要なのかを、話し合いの中から見出す会議と致したくご案内申し上げます。

敬具

(参考資料)

1) ロータリー章典：41.070.5. 青少年の国外旅行

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RI の青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする (shall)。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画（地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含む）を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、協力してはならないものとする (shall)。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと地区青少年交換委員長が手配を承認しなければならない (must)。

いかなるクラブも、受入クラブによる受入や援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国のクラブに提供すべきではない (should)。

ロータリークラブから派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入クラブが事前にそのような受入や援助を提供することに明確に同意していない場合、クラブは他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない（2009 年 6 月理事会会合、決定 242 号）

2) 「ロータリー青少年保護の手引き」の見做し派遣の文言

ただし、海外都市のロータリアンが青少年の受入や受入の手配を頼まれた場合など、海外のクラブまたは地区が青少年の旅行を手配する場合には、青少年交換の活動とみなされま。こういった活動には特定のリスクや責任が伴うため、地区の青少年交換委員会を通じて実施し、すべての参加クラブと地区はロータリー章典に規定されたロータリー青少年交換の認定条件を満たす必要があります。

3) ロータリー章典：2.130.3. 青少年の旅行および宿泊

ロータリークラブと地区は青少年を育成する活動を実施するよう奨励されていることを踏まえ、クラブと地区のプログラムあるいは活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものについては、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを順守しなければならない。

受入地区によって、または受入地区に代わって運営される旅行およびツアーを除き、青少年交換の旅行は、ロータリー章典第 41.070.12.項（※）に概説されている方針に準拠する。

ガバナーは、地区内のすべてのプログラムおよび活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものの監督と管理に対し責任を持つ。

クラブと地区は以下を行う。

1. 地元地域の外に旅行する、または宿泊を含む旅行をする青少年参加者全員の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする。

2. 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に提供するものとする。
3. 自宅から 150 マイル (241 キロ) 以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。その補償内容には、医療 (母国を離れる旅行の場合)、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区によって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする。

クラブと地区の方針および手続きには以下を含めるべきである。

1. ボランティアの申請と審査の手続き
2. ボランティアの任務内容と責務の概要
3. 未成年者数に対する成人数の割合に関する監督基準
4. 以下を含む危機管理計画
  - a. 医療とそのほかの緊急事態への対応と成人の支援の提供
  - b. 両親および法的保護者との連絡の手続き
5. RI の方針に準じて、申し立てあるいは事態を報告し、これに十分に対応するための書面による指針

(2016 年 9 月理事会会合、決定 57 号)。

(※) ロータリー章典第 41.070.12. : ロータリー青少年交換学生の旅行保険

— 開催ご案内 —  
(全国危機管理委員長会議)

1. 年月日：2019年7月7日（日曜日）
2. 時間：13:00より17:00
3. 場所：AP品川10階（ABCルーム）  
  
〒108-0074 東京都港区高輪3丁目25番23号 京急第2ビル  
TEL：03-5793-3109
4. 登録料：1地区 9000円  
※1地区分です。複数のご参加も可能です。
5. 振込先：みずほ銀行浜松町支店 普通 1673913  
一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構  
※振込先名が長いので「RIJYEM（ふりがな：ライジエム）」だけでもお振込  
いただけます  
※振込人名を「地区番号 + インチョウカイギ」でお願いいたします
6. 登録方法：別紙申込用紙に必要事項を記入のうえ RIJYEM 事務局宛メールでお送り  
ください。【申込期日：6月20日（木）】
7. 問合せ先：RIJYEM 事務局  
Tel: 03-6431-8106 FAX: 03-6431-8107  
e-mail: rijyem@air.ocn.ne.jp

(備考)：同日同ビル内にて、全国青少年交換委員長会議が開催されます。

\*\*\*\*\*

一次 第一（予定）

1. 理事長挨拶 RIJYEM 理事長 鈴木孝雄  
D2580 2014-15 地区ガバナー（東京池袋 RC）
2. 「ロータリー青少年保護の手引き」について  
RIJYEM 危機管理委員会
3. 「ロータリー青少年プログラム国外派遣申請書」について  
アプリケーション策定委員会
4. その他 質疑応答

以上

(備考) 7月7日同時開催の会議

- |                 |               |         |
|-----------------|---------------|---------|
| 1) RIJYEM 理事会   | 10:00 ~ 12:00 | 7階 S    |
| 2) 全国青少年交換委員長会議 | 10:00 ~ 17:00 | 7階 TUV  |
| 3) 全国危機管理委員長会議  | 13:00 ~ 17:00 | 10階 ABC |
- (イカ-アト委員長同席)

## 「AP品川」のアクセス



### 所在地・電話番号

〒108-0074 東京都港区高輪 3-25-23 京急第2ビル  
Tel: 03-5798-3109 Fax: 03-5798-4109

※「高輪口」から右手方向に約3分です  
1階には『すき家(牛丼店)』さんがございます

### 交通アクセス

#### 新幹線・JR各線・京浜急行線をご利用の場合

「品川駅」の中央改札を出て左手方向に進み、高輪口(西口)から徒歩3分  
※羽田空港からは京浜急行快特で品川駅まで16分